

岩沼市通学路等安全対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 市内小中学校の通学路の安全確保に向けた取組について、関係機関が連携し、継続的に推進するため、岩沼市通学路等安全対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 通学路の危険箇所の把握に関すること。
- (2) 通学路の危険箇所に対する対策に関する協議を行うこと。
- (3) 関係機関相互の連絡調整及び情報交換を行うこと。
- (4) その他通学路の交通安全対策に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱又は任命する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 宮城県岩沼警察署の職員
- (2) 宮城県仙台土木事務所の職員
- (3) 岩沼市役所建設部土木課の職員
- (4) 岩沼市役所市民経済部生活環境課の職員
- (5) 岩沼市立学校の教職員
- (6) 岩沼市父母教師会連合会の代表者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は推進会議を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、その

説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。